

## あま市消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、あま市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

### (表示証の交付申請)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長にあま市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

### (認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員があま市消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員があま市消防団員として1名以上入団しており、かつ消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等をあま市消防団に提供するなど消防団活動に協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に特に協力していると市長が認める事業所等

### (審査)

第5条 市長は第3条に規定する申請があったときは、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

### (表示証の交付及び表示)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（様式第2号）を交付するものとする。

2 協力事業所は、交付された表示証を当該事業所等の見やすい場所等に表示するものとする。

### (表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 表示証の交付に際して、市長は、あま市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要

事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。
- 3 市長は、有効期間が満了する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止し、若しくは休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、あま市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表することができる。

(優遇措置)

第11条 協力事業所は、市長が別に定める優遇措置を受けることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。